平成２１年（フ）第６号
千葉県山武郡九十九里町片貝6902番地２
破産者　松井　正中
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４８号
神奈川県座間市四ツ谷318番地の２、破産手続開始時の住所神奈川県座間市入谷３丁目3946番地の２　コスモ相武台サニーサイド204号
破産者　磯部　正司
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第４１５号
山梨県甲府市古上条町856番地１　佐野住宅Ｂ－１、申立時の住民票上の住所山梨県山梨市牧丘町杣口665番地
破産者　渡辺　定夫
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
愛知県豊川市明野町１丁目25番地の３　明野住宅５棟102号
破産者　亀川満澄男
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１２号
愛知県豊橋市西岩田３丁目15番地16
破産者　谷川原靖欣
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２３９号
愛知県豊橋市菰口町６丁目24番地
破産者　小林　千代
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２５５号
愛知県豊橋市菰口町６丁目24番地
破産者　小林　直一
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第４５１２号
大阪府枚方市牧野阪１丁目12番11号
破産者　井比　正永
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５５９５号
大阪府豊中市桜の町６丁目８番５－306号、開始決定時の住所大阪市東淀川区菅原２丁目５番６号
破産者　金澤由美子
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６１６５号
大阪府豊中市桜の町６丁目８番５－306号、開始決定時の住所大阪市東淀川区菅原２丁目５番６号
破産者　金澤精淳こと　金　　精淳
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８５４１号
兵庫県尼崎市塚口町１－15－４三木ビル502号室、住民票上の住所大阪市北区曾根崎新地１丁目３番17号堂島北ビル６Ｆ
破産者　林　　耕平
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７５号
大阪市西成区玉出東２丁目３番33号
破産者　髙垣　政広
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４２５号
堺市中区深井沢町3261番地　ハイツ深井504号
破産者　三宅　行雄
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２５０号
大阪市西淀川区福町２丁目21番３号
破産者　矢野　初憲
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３９１号
大阪府枚方市香里ケ丘８丁目９　デュアル香里ケ丘604号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市成田東が丘14番１号
破産者　木村　壽仁
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９６２号
大阪市城東区成育２丁目13番６号　サクセス21　７階Ｂ号
破産者　小林　典男
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９８６号
大阪府枚方市池之宮２丁目11番27号
破産者　坂本　和憲
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４２号
大阪府茨木市松ケ本町５番41号
破産者　髙橋　　豊
１　決定年月日　平成21年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部